

平成 29 年 6 月 9 日

中小機構九州・熊本県「小規模企業共済制度」の加入促進協議会開催

独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部（略称：中小機構九州 所在地：福岡県福岡市 本部長：齋藤三）と熊本県は、熊本県において経営者の退職金制度である「小規模企業共済制度」(*)の加入促進を図るため、第1回 加入促進協議会を6月13日（火）に熊本市国際交流会館 国際会議場で開催します。

中小機構は今年度、本制度の普及を目的とした「モデル県運動」を、熊本県を含めた全国7県で展開しており、熊本県では、県内の金融機関や商工会議所など16団体で構成する加入促進協議会を開催し、制度のPRと加入促進活動を実施します。第1回の協議会では、約30名が出席し、29年度中の活動内容について協議を行う予定です。

熊本県の加入対象事業所数は、45,321者、加入者数は19,389人、加入率42.8%となっており、全国平均の40.8%を上回っているものの、全国47都道府県の中では13番目に留まっています。本制度をより多くの熊本県内の小規模企業の経営者に周知するため、積極的な推進を図っていく予定です。

(*) 小規模企業共済制度とは

国がつくった経営者の退職金制度。小規模企業の個人事業主や会社等の役員が、事業の廃業や役員を退任した場合などに、掛金に応じて共済金を受け取ることができる制度で、小規模企業共済法に基づき中小機構が運営しています。掛金は、課税対象所得から全額控除される他、共済金の一括受取時は、退職所得扱いになるなど、税制メリットのあるお得な制度です。

〈中小機構について〉

中小機構は、日本の中小企業政策の総合的な実施機関として中核的な役割を担う経済産業省所管の独立行政法人です。全国9ヶ所に展開する地域本部を通じ、中小企業の発展と地域振興の実現に向け、創業や新事業展開、販路開拓、海外展開、セーフティネットを含む経営基盤の強化をはじめとする中小企業の様々なニーズに対し、経営アドバイス、共済制度、研修、ファンドを通じた資金提供など多様な支援メニューを揃えています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 九州本部 共済部 共済普及課 永松
 住所：福岡県福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園BLDG.
 電話：092-263-1532
 ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/kyushu/index.html>